

病気見舞い・弔事に関する申し合わせ

1. 病気見舞いについて

本協会の役員（理事・監事）、評議員、名誉会長・及び顧問が、病気等による入院をした場合には、専務理事決裁とする。

2. 弔事の場合

(1) 役員並びに配偶者の場合

・協会代表者の参列

・香典 30,000円 ・門楯 1対

(2) 役員のパウレンならびに子供の場合

・弔電 ・門楯 1対

3. (財)日本陸上競技連盟、近畿陸上競技協会、滋賀県等関係役員については、専務理事決裁とする。

4. この申し合わせの改廃は理事会の決定による。

5. この申し合わせは平成23年9月1日より施行する。

本協会に加入する団体・登録者の経費にかかわる細則

一般財団法人滋賀陸上競技協会定款第8条第2項により下記の通りとする

加 入 金	加入団体 (10名以上)	1団体	10,000円
	加入団体 (5名以上10名未満)		人数×1,000円
	マスターズ連盟		30,000円
登 録 料	加入団体会員	1名	2,500円
	個人登録会員	1名	3,500円
	学連登録会員	1名	100円
	高体連登録料	1名	700円
	中体連登録料	1名	500円
	小学生登録料	1名	100円
	マスターズ会員の陸連登録料	1名	500円
特別会費	名誉会長、顧問		10,000円
	会長		50,000円
	副会長・専務理事・常務理事		20,000円
協 賛 金	別途協賛金募集要項による		

※マスターズ会員が陸連公認大会・審判員として参加する場合は一般登録すること。